

第76号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第1条中「100分の20」とあるのは「100分の25」と、第2条中「100分の15」とあるのは「100分の20」と、「100分の13」とあるのは「100分の18」と、第3条及び第4条中「100分の13」とあるのは「100分の18」とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。